

北九州市デジタル人材育成ホームページ 講座掲載運営要領

1 講座の掲載期間

北九州市デジタル人材育成ホームページ（以下「ホームページ」という。）への学習講座・プログラム（以下「講座」という。）の掲載期間は、掲載日の属する年度の3月31日までとする。ただし、次の各号に掲げる場合は、当該各号に定める期間とする。

- (1) 講座の受講期間が当該年度を超え、翌年度に引き続く場合
翌年度の3月31日まで
- (2) 講座の受講期間に定めのない場合
掲載日から起算して最大3年間まで

2 審査方法

北九州市（以下「市」という。）において、別紙「掲載基準」に基づいて審査を行う。

3 講座内容等の変更

ホームページに掲載した講座（以下「掲載講座」という。）の内容等が、各種法令に違反している、若しくはおそれがある、又はこの要領等に抵触していると市が判断したときは、市は講座提供事業者（複数事業者が共同で講座を提供した場合は、主たる事業者。）に対して掲載講座の内容等の変更を求めることができる。

4 掲載講座の取消し、一時停止

次の各号のいずれかに該当する場合、市は、講座提供事業者（複数事業者が共同で講座を提供した場合は、全ての事業者。以下同じ。）への催告等を行わずに、直ちに掲載を取り止め、又は掲載を一時停止することができる。

なお、一時停止にあつては、市は、事実関係判明の状況、講座提供事業者の対応措置等を勘案の上、掲載再開・時期・態様等を適切に判断する。

- (1) 講座提供事業者又は掲載講座が「掲載基準」で定める要件を満たさなくなったと認められる場合。
- (2) 講座受講者等から寄せられた苦情等に対して適切な対応が行われていないなど、適切な講座運営が行われていない（掲載内容と講座内容との齟齬を含む。）と認められる場合。
- (3) 「3 講座内容等の変更」の対象となる事案が、市の求めによっても解消できないとき、又は講座提供事業者がその対応に応じないとき。
- (4) その他、講座提供事業者又は掲載講座として適切で無いと認められる場合。

5 掲載講座の取下げ、変更等の申出

講座提供事業者は、掲載講座の取下げ、変更（バナー及びリンク先URLの変更を含む。）、廃止等を行うときは、その概要を市に申し出ること。その場合、市は、当該講座の掲載を取り止め、又は掲載内容の変更その他適切な措置を講じるものとする。

6 講座提供事業者の責務

- (1) 講座提供事業者は、バナー及びそのリンク先の講座の内容等、掲載された講座に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 講座提供事業者は、当該講座の掲載により、第三者に損害を与えた場合は、講座提供事業者の責任及び負担において解決するものとする。
- (3) 「3 講座内容等の変更」、「4 掲載講座の取消し、一時停止」及び「5 掲載講座の取下げ、変更等の申出」において生ずる費用（ホームページ上の作業にかかる費用は除く。）については、講座提供事業者の負担とし、また、これらを起因とする損害が生じた場合においても、市はその損害の賠償の責めを負わないものとする。
- (4) 講座提供事業者は、市の求めに応じ、掲載講座の開催実績、受講者数及び修了者数等について報告するものとする。

7 改定

市は、必要又は相当と認めた場合、随時本要領（別紙「掲載基準」を含む。）を改定する。

附則

本要領は、令和5年8月1日から適用する。

北九州市デジタル人材育成ホームページ 講座掲載基準

- 1 講座提供事業者（複数事業者が共同で講座を提供する場合は、全ての事業者。）は、以下の全ての要件に該当すること。
 - (1) 北九州市物品等供給契約の競争入札参加者の資格及び審査等に関する規則第6条第1項に規定する有資格業者名簿に記載された者(ただし、国立大学法人、公立大学法人、学校法人、独立行政法人、北九州市の外郭団体、公益社団法人、公益財団法人、及びこれらの団体のみで構成されたものは除く。)
 - (2) 国で策定するデジタルスキルに関する標準等の内容を理解した上で、当該標準等に沿って講座内容を整理するように努めていること。
 - (3) 講座の管理体制（講座の内容等が他者の名誉・信用・知的財産権等を侵害しないための事前チェック体制を含む）が整っていること。
 - (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
 - ア 役員等（法人の役員、その支店又は講座を提供する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められる者
 - イ 役員等又は使用人が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認められる者
 - ウ 役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められる者
 - エ 役員等又は使用人が暴力団又は暴力団員と密接な交際を有し、又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
 - オ 暴力団員であることを知りながら、暴力団員を雇用し、又は使用している者
 - カ その他、重大な法令違反等、その名において講座を提供することが不適當であると市が認める者
- 2 掲載講座は、以下の全ての要件に適合すること。
 - (1) 前項の要件を満たす講座提供事業者が掲載を申請する講座であること。
 - (2) デジタルスキル・知識の習得を目的とする講座で、習得するデジタルスキル・知識が、国で策定するデジタルスキルに関する標準等に基づき分類したものであること。
 - (3) 他者の名誉、信用、知的財産権等を侵害（侵害性について法的論争の対象と

なっている場合を含む。)していない講座であること。また、引用に際しては、引用である旨と正確な出典とを、見やすく判り易い態様で明示したものであること。

- (4) 講座内容の正確性確保のために万全が期され、また、可能な限りその最新性の保持に努められたものであること。
- (5) 有償の講座を掲載する場合、受講者に求める予備知識、当該講座の通常を受講のみによって習得できるデジタルスキル・知識の内容、そのレベルを事前に明示したものであること、また、講座修了者に対して、修了証明を発行すること。
- (6) 無償の講座を掲載する場合、当該講座の通常を受講のみで相応のデジタルスキル・知識の習得が可能なものであること。なお、無償の講座においても、可能な限り修了証明の発行に努めること。
- (7) 他の講座・サービス等への誘導や勧誘その他、デジタルスキル・知識の習得自体を直接の目的としない内容を、北九州市の許可なく含まない講座であること。
- (8) 講座の教材・講義は、主に日本語を使って構成され、また、対面形式で開講される場合は、日本国内の開催地で実施されるものであること。